昭和三十六年三月

宮崎県文化財調査報告書

第六輯

宮崎県教育委員会

目　次

一、都於郡城について……県文化財専門委員　石川恒太郎　1
一、宮崎市村角出土の遺物……県文化財専門委員　石川恒太郎　9

都於郡城について

都於郡城について

県文化財専門委員　石川恒太郎

一、創築

都於郡城は西都市都於郡にある伊東氏の旧城であるが、平部嶋南の「日向地誌」および「日向古迹誌」には決のように記されている

「都於郡城墟」

都於郡町ノ西北ニアリ天正以前伊東氏累世ノ居城ナリ伊東氏ノ采地ヲ日向ニ領セシハ建久元年庚戌正月二十六日工藤左衛門祐経日向ノ国地頭職ニ補セラレ同国ニ於テ諸県ノ荘四百五十町田島ノ荘九十五町富田ノ荘八十町県ノ荘百二十町及ヒ児湯郡ノ内ニ於テ二百四十町ヲ領セシヲ初トシテ其子伊東祐時父ノ業ヲ襲キ其レヨリ祐光祐宗貞祐マテ五世ハ皆伊豆ニ居リ日向ノ領地ニハ一族代官ヲ下シテ租税収納ヲ司ラシム貞祐ノ子祐持足利尊氏ニ属シ戦功アリ尊氏其功ヲ賞レ日向ノ内ニテ更ニ都於郡ノ地ヲ増シ与ヘケレハ延元二年丁丑四月伊豆ヨリ日向ニ下リ都於郡ニ居ル祐持ノ子祐重ノ時ニ至リ更ニ都於郡城ヲ改築シ諸士ノ宅地ナト其レ其レ割リ与ケレハサシモ広大ナル山上山下空地ハ少モコレナシ」此城大手口ハ東南ニ向ヒ本丸二ノ斥（モノミ）候城（ノシヤウ）ト三区ニ分ル又本丸ノ北ニ連リ奥ノ城ト称スルアリ伊東氏家族ヲ置キシ所ナリト云」此城屢々兵燹ニ燼セシ中ニモ最惨酷ノ災ニ罹リシハ永正元年甲子三月二十一日城中ヨリ失火シテ郭外ニ及ヒ悉皆延焼シテ累代ノ史籍器物等大半焼亡セリ故ニ此城ヲ以テ本城トスレトモ佐土原城ト宮崎城トニ移住セシコト多シ殊ニ三位入道義祐（工藤祐十四世経ノ孫）ハ家督ヲ承ケシ初ヨリ始終佐土原城ニ居リ都於郡城ニハ嫡男義益ヲ置キ義益卒セシ後ハ嫡孫義賢ヲ置ク天正五年丁丑十二月七日家臣福永丹波守野村刑部少輔謀叛シテ薩軍ヲ野尻ニ納レ国人多ク之ニ応シケレハ同キ九日義祐ハ佐土原城ヲ棄テ義賢ハ都於郡城ヲ棄テ倶ニ豊後ニ走ル是ヲ世ニ都於郡歿落ト云」天正十五年丁亥島津以久佐土原ニ封ラレシ後佐土原城ヲ以テ本城トナシ此城ヲ以テ支城トナシケルカ元和偃武一国一城ノ令出ルニ及テ廃毀セリ」

これは都於郡城の概略を述べたもので流石に簡にしてその要を得たものである。右の文章にあるごとく、伊東氏は鎌倉時代から日向の地頭職に補されたが、伊東氏が都於郡に築城したのは南北朝時代に宗家の祐持が足利尊氏のために戦功を致し、その賞として都於郡を加増されて日向に入国してからであった。すなわち「日向記」には巻第二に祐持が建武二年（一三三五）に尊氏より都於郡院を賜わったことを記し、

「去間小山田御先ニ日州ニサシ下シ打続キ祐持モ下向シ玉ヒテ夥シキ粧ナリ即都於郡ノ城ヲ取構堅固ニ守リ国中ノ武略ヲ回シケリ」

と書いている。思うに日本における城郭は殆んどこの時代から実現したもので、楠正成の千早城にしても、菊地武敏の菊池城にしても自然の山を臨時に城取りしたものに過ぎなかった。日向においても宮方の伊東祐広の猪見城、肝付兼重の月山日和城などこの時代に出現した城が多い。

この城はまた浮舟城とも呼ばれているが、その創築について都於郡常楽院の地神堂の棟札には、

「正中元年、壬辰六月、伊東大和守、藤原祐持、時代浮舟城ヲ築ク

云々」

とあり、また三財の住人伊東鹿右の家系には、

「犬房丸、六代ノ孫大和守、藤原祐持、浮舟城ヲ築キ都於郡ニ至ル云々」

とあると伝えられている。だからこの城の創築は、伊東祐持の時代であったことはほぼ誤りないものと見られる。伊東祐持は前に記したごとく、足利尊氏から日向の都於郡院を賜わったのが建武二年（一三三五）であり、日向に初めて入国したのが延元二年（一三三七）で、貞和四年（正平三年＝一三四八）に上洛の途中に病を得て京都で死亡したのであるから、常楽院地神堂の棟札にいう正平元年（一三四六）の創建説は不当なものとは言い難いであろう。しかしその棟札に「正平元年壬辰六月」とあるとすればそれは誤りで、正平元年は丙戌であり、正平年間の壬辰の年は七年で祐持の死亡後となる。

しかしこの城がさらに城らしく改築されたのは祐持の子祐重（後氏祐と改む）の時で「日向記」巻第三には、

「夫ヨリ都於郡ヲ経営セントテ弥家風ヲ定ム大形ノ指図様体究ツテ先普請ニ可入具足或鍛冶番匠ヲ召集テ夜ヲ日ニ続テ急キケリ弥精カヲ励マシ吉日ヲ撰テ御移従ナリ其外先規ノ如ク馳集テ門前ニ市ヲナス近習外様馬廻以下ノ屋敷割有シカサシモニ広キ山上山下モ更ニナカリケリ」

と書いている。従ってこの時に城の普請がなされ、近習外様馬廻以下の屋敷割が行われて都於郡城の形体はまず整備されたものと思はれる。祐重は日向記によれば貞和四年極月に日向に降って祐広の子守永下野守祐氏が横領していた都於郡城に入ったのはその翌五年と見られるので、城の普請を行ったのは五年か六年の頃と考えられる。

二、城の景観

都於郡城は平地に屹立した自然の山丘を城取りしたもので、高さ約百米、西側は急坂をなして水田に臨み、その外側に三財川が南から北に流れて外濠の役をなしている。その他東、北、南は水田を距てて丘地に対している。従って外からこれを望めば正しく浮舟の状を呈している。

城の中心は言うまでもなく本丸で、ここはこの山丘の頂上部に当る。ここはもと天孫瓊々杵尊の御子彦火火出見尊の御陵たる高屋山上陵と伝えられる古墳の在ったところであるという。すなわち日高篤実の著「日向三山陵実地証明志」には、

「此山陵ハ、日向国児湯郡、荒武村鹿野田村ノ境界、字高屋山上ニ在リ、昔者、都農郡ト称シ、今者都於郡ト書ス、日本書紀ニ所謂、日向高屋山上ノ陵是也、惜乎當今陵容ヲ存セスシテ、僅カニ其跡蹟ヲ残スノミ、其故何ナリヤ、此レ中世伊東氏日向ヲ領スルトキ、此山陵ヲ毀チ今ニ石棺上ノ石トテ奇石二三箇旧城ヲ高屋山上ニ築ク故ナリ、名テ浮舟ノ城ト臼フ、是レ山陵ノ旧跡也」

と書いている。現に本丸跡には石棺（箱式）用いたのではないかと思はれるような石が見出される。

本丸は言うまでもなく城の中心であり、城主の居る所で、戦時には総司令部となったわけである。また落城の際は城主の切腹の場所ともなった。

本丸の西方に二の丸、三のが丸あり、これらの丸は曲輪ともいって兵溜りであり、城としては敵の本丸への侵入を防ぐ防禦設備である。

本丸の北方に奥の城という一郭があるが、ここは日向地誌にあるごとく、伊東氏が家族を居らせたところである。しかしやはり城の一郭として防禦施設であることはもちろんである。また本丸の西方に城に接して西ノ城という出丸があった。

城の西方には、前に記したように、三財川の流れがあって自然の要害をなし外濠を形成しているが、東から南方にかけてはそうしたもの

都於郡城址略図

（古図による）

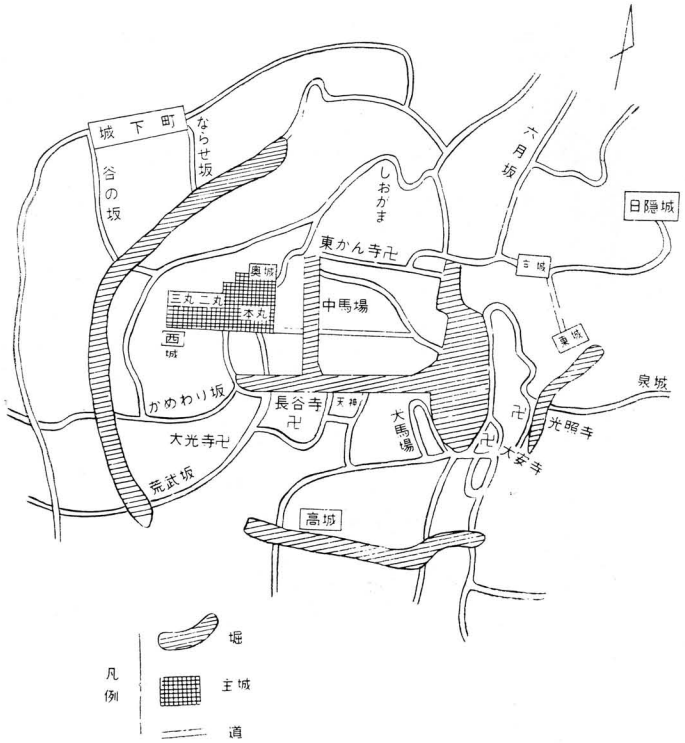

がないので東側には堀を幾重にもめぐらし、南側もまた同様な防禦設備を施こしていた。さらに東から南に連なる丘地を利用して東方に日随城、向城、東城、泉城、南方に高城（或は南城）などの支城を配置していたことは最も注目すべきことである。このうち日随城については前掲「日向三山陵実地証明志」に、

「当高屋ノ東端ニ、日随ノ峯ト称スル所アリ高屋第一ノ絶景タリ、天皇（註景行天皇のこと）臨幸シ給ヒテ日随ルル迄、帰ルヲ忘レテ眺望セリ、故ニ日随ト云フト、東ハ万里ノ滄海ヲ望ミ、西ハ霧島ノ高嶽ヲ眺ス、南ハ折生迫后ノ浦、軻茂豆攻淡嶋等、皆目下ニアリ、北ハ男鈴岳ヲ初メ、米良穂北ノ山々、悉ク眼中ニ入ル、其景言フ可ラス、伊東氏モ亦タ物見台ヲ、此ニ置ク、因テ物見城ト号スルナリ云々」

と書いている。日向地誌にいう斥候城（ものみのじょう）に当るものであろう。その他の支城は何れも本城の出城として本垣と相等り相援けてこの地の守りを固うしたものであり、中世城郭の典型をここに示しているのである。

三、城の種類とその特徴

都於郡城すなわち浮舟城は、これを城郭をして見る場合は、それは言うまでもなく中世式の山城である。中世の山城は特に南北朝期の城に多く、これを近世の城郭と比較すれば多くの相違点が認められる。

山城は自然の山丘を城取りしたものであるが、城は戦時の防禦施設であるから、自然の山に人工を加えて防禦に適せしめたものである。城の防禦施設は土工と建築とに大別されるが、この場合土工のことを普請（ふしん）と呼び、建築の部分を作事（さくじ）と呼んだ。それで築城に当っては普請奉行と作事奉行が任命されるのが普通である。さきに掲げた都於郡城改築に関する日向記の記事に「先普請ニ可入具足或鍛冶番匠ヲ召集テ」とあるのを注目すべきである。城の築造においては建築すなわち作事より土工たる普請の方が重要であったから、先ず普請に入ったわけで、普請は山の斜面を急激にして敵兵の攀じ登面のを妨げるようにし。また所々に曲輪を設けて味方の溜りとし、或いは壕を設け堀を堀るというようなことであった。従って鎌や鍬などの具足が入要で、またこれを作り、修理する鍛冶も必要であった。さらに作事となると番匠すなわち大工が必要であったわけである。作事すなわち建築物としては木戸や門によって敵の侵入を防ぎ、居館や物見の櫓、兵の居る長屋などが

あった。

しかし中世の城にあっては近世の城のような石垣や練り塀、天守閣などはなかった。石垣が用いられ初めたのは鉄砲伝来以後のことで、天守閣や練塀が用いられたのは織田信長の安土城を初めとすると言はれている。従って中世の城にはこのような施設はなかった。

さらに中世ことに南北朝期の山城の特徴は比較的簡単な城郭を一定の地域に多数配置してこの地帯を要塞化し、敵をこの中に引き入れて包囲せん滅せんとする施設にある。楠氏の金剛山に拠る千早城や肥後菊池氏の菊池城などがその適例とされているが、この都於郡城もまたその典型的な一例である。すなわち本丸を中心とする二の丸、三の丸奥の城などの主城を中央に置き、その周囲に日隠城や向城、東城、泉城、高城、西城などの諸城を配置し、その中に濠や壕を堀り、この都於郡一帯の山地を要塞化したものであり、正しく中世山城の明らかな姿を示している。

このように、近世の単郭の城と異なり、複郭で、しかも極めて複雑な様相を呈しているが敵もし来って主城を攻むれば、支城の兵起って敵を後方より包囲攻撃し、敵が一つの支城を攻むれば、他の支城がこれを挾撃するというように、千変万化の機略を縦横にして如何なる大軍をもここで迎え戦う態勢を整えているのである。このように見て来るとき、初めてこの城の文化的意義を理解することができるのでありまた同時に伊東氏がこの城に拠って日向の大半をその手中に収め得た所以を覚えることができるのである。

四、指定と保存について

以上に述べたごとく、都於郡城は中世の山城として典型的なもので、このような城は宮崎県には他に存在しないのみならず、これを楠氏の千早城や菊池氏の菊池城に比較しても決して劣るものではない。しかも比較的に良く保存されているのであるから、これを文化財として指定すべきことは当然であるが、指定に当っては、前に述べたこの城の文化的意義を失わないようにすべきで、そのためには本城はもちろん、その壕と支城とは最小限として指定して保存したいものであると思う。

世間では往々にして城といえば近世の城と混同し、主城だけを保存すれば事足ると考え勝ちであるが、このような中世の城にあってはそれだけでは保存の価値は少ない。主城だけを取って言うならば、近世の城郭の巨大な石垣や櫓塀の美観には及ばないが、中世の城には中世の城としての特徴と意義とがあるのであるから、この城としての特徴を指定保存の眼目とすべきであるということを強調したいのである。

都於郡城址図（日高次吉氏所蔵）

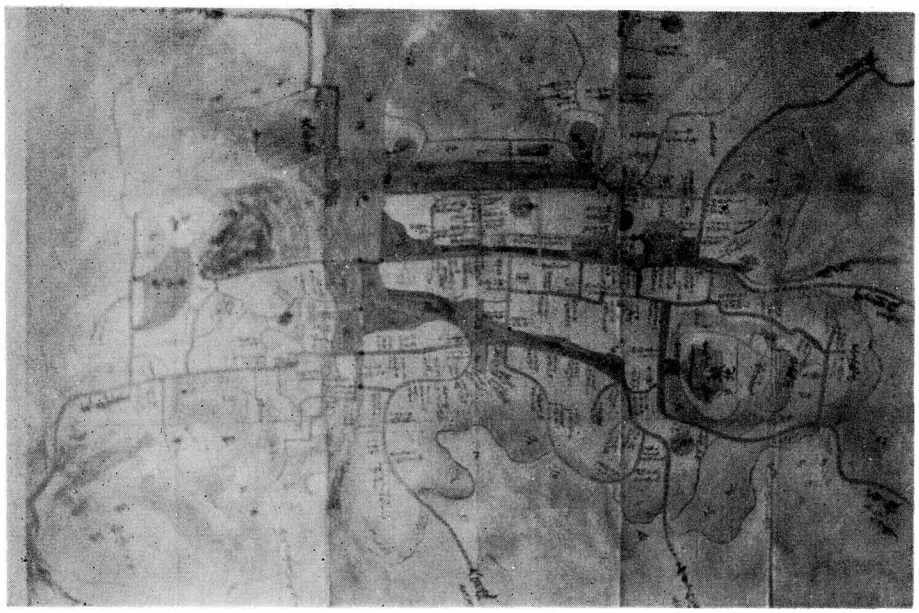

石棺の石らしい巨石

本　　丸　　跡

大　手　口（上より見る）

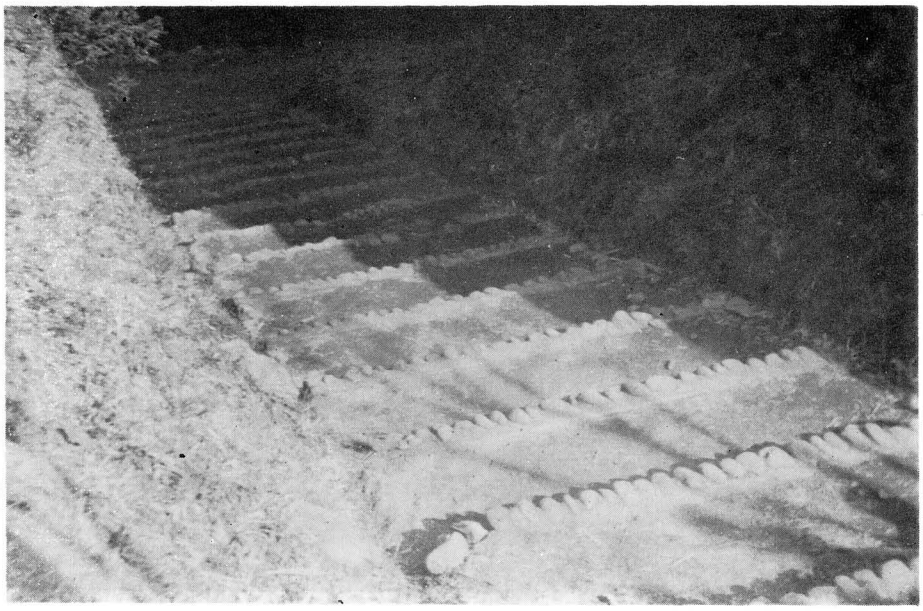

大手口の桝形附近（上より写す）

宮崎市村角出土の遺物

宮崎市村角出土の遺物

石川恒太郎

宮崎市村角（むらすみ）は市の海岸に近い部落で、大淀川の北岸、山崎部落の西に当り住吉との堺に近い所に位置している。

この地方は沖積地帯で、現在の海岸から数えて三つ目の砂丘上にあり、村の東と西に水田地帯に挾まれ、東は細長く北から南に連なる水田を距てて弥生期の遺跡の多い石神、山崎の丘地に対している。日向の式内社として知られる江田神社にも近く、村角別府の名は「宇佐大鏡」にも見えて平安時代に別府が建てられたことが記されている。従って村内に古墳も点在しているが、砂丘地帯であるために砂丘の移動によって所在不明となった古墳も多いらしく、時々土取作業などの際に鏡その他の遺物が発見されることがある。

これら新らしく見出された遺物もその一例で、宮崎市高松通で運送業を営んでいる高松商事の高松健君が去る三月二日同所で土取作業中に発見したものである。高松君はもと延岡貨物自動車運送株式会社に運転手として勤務したことがあり、当時同社に居た私の話を聞いたりして考古学に多少の興味と理解をもっていたらしく、それがためにこれらを堀り棄てずしてこれを大切に取り出しトラックに土を戴せその上に置いて私の家まで運び届けて呉れたのであった。従って専門家のような発掘はできなかったわけであるが、ほぼ原形のまま採取されている。

遺物は兜一点、鎧一点、鉄剣一点、鉄鏃一点である。もちろん破片となっているものが多いが、特に兜と鎧とは珍らしいものである。以下それらの遺物について詳記しよう。

一、兜

兜（かぶと）は、もちろん鉄製である。眉庇式で殆んど完全である。ただ眉庇の一部が欠損しているだけで、この欠損は堀り取る際に欠損したものである。

鉢はほとんど円形で、長さ二一糎巾一九糎と若手前後に長い程度である。高さ一五糎で頂上に八幡座に当る伏鉢がある。この伏鉢は直径六糎、高さ三糎で、その頂上に管状の飾りがあったらしいが欠損している。従ってこの管状の飾りは単なる管か、或いはその上に受鉢があったかは知ることができない。

鉢は上、中、下と三段に巻かれ、上巻は巾二、四糎で八幡座の下を廻り、中巻は巾三糎、腰巻は巾三糎で二段になっている。腐飾が甚だしいので正確に計り難いが、この上、中、下の巻板の間に上、下二段の地板があるが、これらの地板は三十九枚の薄鉄板から成り、三角形の鉄板小札が鋲留されて出来ている。

眉庇は鉢の下端より二糎上ったところについており鉢の前半をめぐって長さ二六糎、巾前面で八糎あり、三角形の透しがある。錣は二段で巾五、五糎あり、兜の後半をめぐり、両端は眉庇の附根より五、五糎前方に出ている。

この兜を従来出土している兜と比較すればその形が殆んど完全であることにおいて非常に資料としての価値の高いものであり、八幡座がかなり大きいということも特徴の一つである。古墳出土の兜には八幡

第　1　図　兜

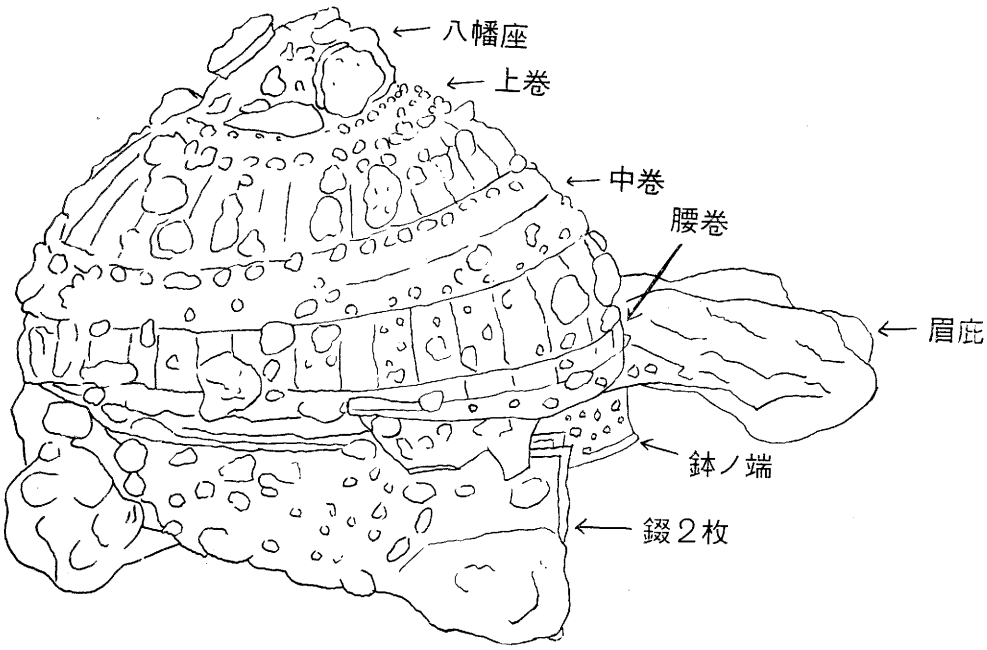

座のあるものは少いのであるが、その意味で特徴ある兜ということができる。

二、鎧

鎧（よろい）は極めて特徴のあるものである。胴部は破片となって正しい計測ができないが、破片の一部を復原し、その他のものを点検するに、短甲であるらしい。背に当る部分の現存の長さ三八糎で、周縁には革で覆輪が施こされている。下部や両脇、前面を欠いているが、前面と見られる破片から見て、前は襟を合せるようになっていたらしい。そして鎧はみな小札を革で綴ったものである。

これだけなら普通の鎧であるが、このほかに両肩から腕を被う錣形の肩掛ともいうべきものが二個存在している。これは巾三糎の薄い長い鉄板を半円形に曲げたもの十二枚を外径二八糎、内径一五糎に兜の錣状に革綴したもので、伸ばせば肩から腕を覆い、伸縮自在である。遺物も一方は伸びたまま、他方は縮んだまま銹着している。しかし、これによって一層このものの用途を明らかに知ることができる。しかもこのものはむしろ桂甲に属するものということができるであろう。

桂甲の例として有名な大阪府長持山古墳出土の桂甲は肩に掛けるものがあるが、これは小札を綴って後世の袖のようにしている。しかるにこの遺物は兜の錣を応用したようなもので、最も内例の板は巾八、五糎で内径が最も狭く且つその先端は外に曲って腕への接触を良くしている。これは鎧として極めて珍らしいもので、後世の袖の発展過程を知るためにも貴重な資料である。

従ってこの肩と胴とを一緒にして、この鎧を呼ぶ場合に短甲とすべきか桂甲とすべきかに迷わざるを得ない。思うにこれはその中間に位置している。従って強いて呼べば桂短甲または袖付短甲というべきであろう。

眉　庇　式　兜

剣と鏃とヨロイの袖

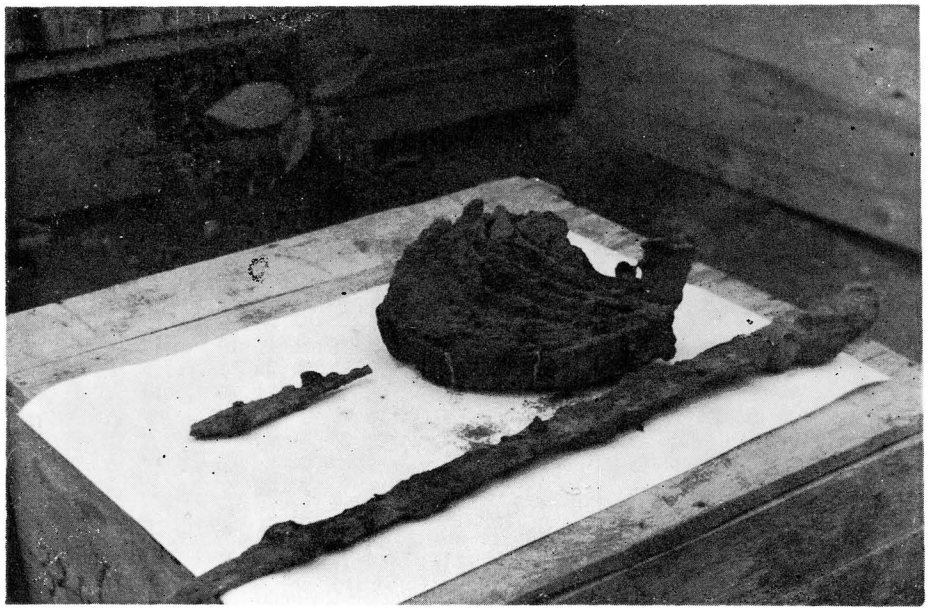

ヨロイの破片

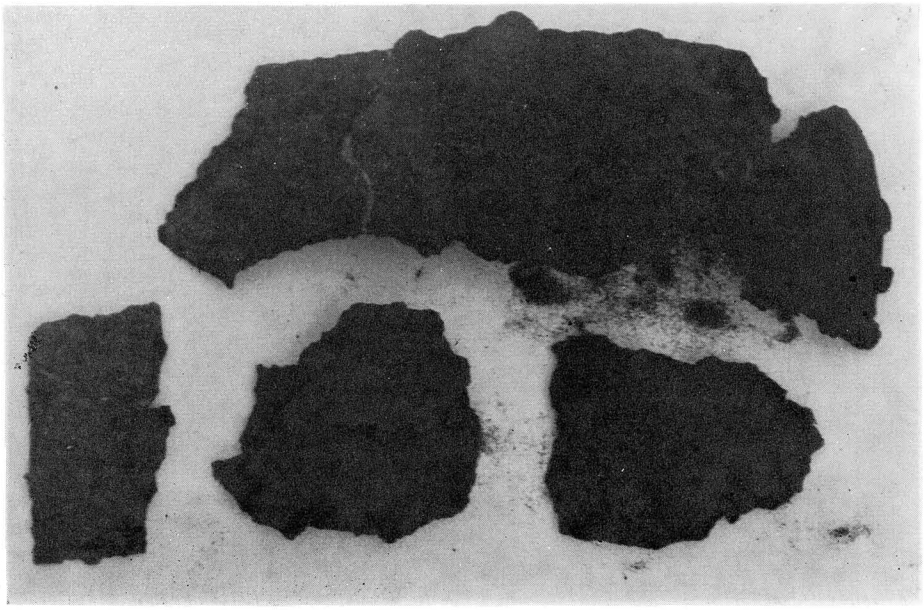

第２図　ヨロイの破片

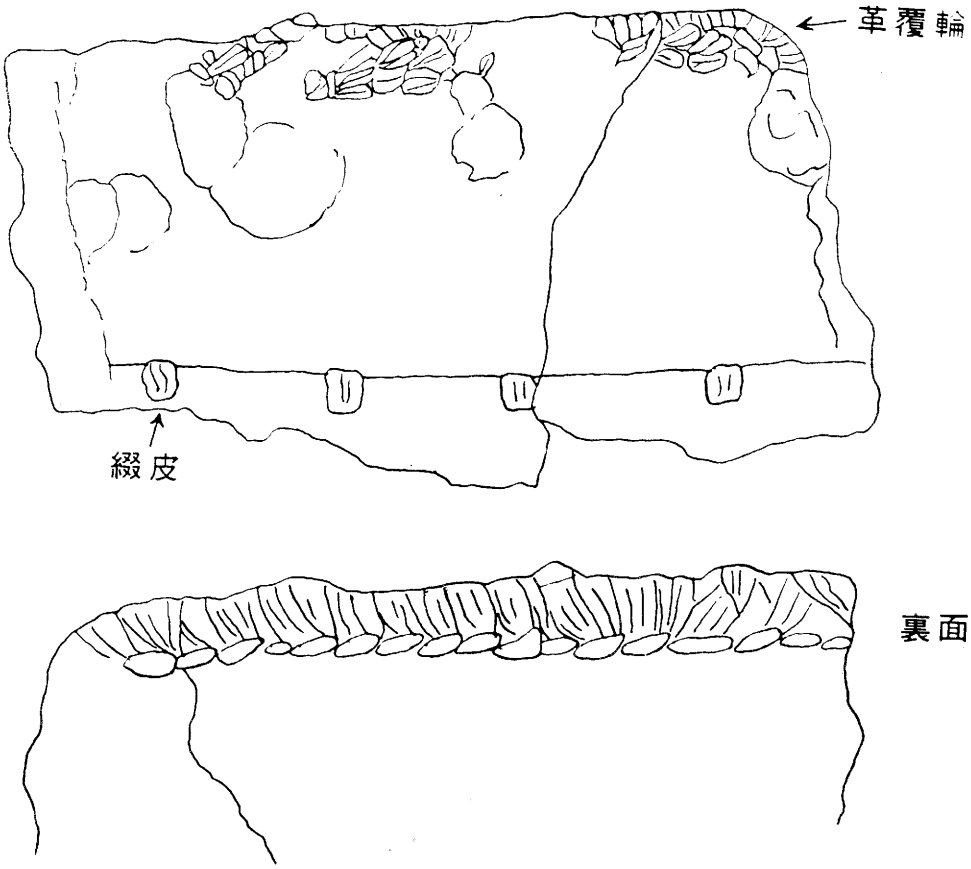

三、剣と鏃

剣も鉄製である。欠損があるが、現存の全長六七糎、このうち柄部の長さ一〇糎、身部五七糎である。柄部は巾二糎、厚さ〇、六糎である。身巾は三、七糎で両刃である。柄部には若干の木質が残っているが、普通の剣である。

鏃も鉄製で長さ一五、五糎、鉾形をなし、身巾の最広部四糎で、鏃としては大形に属する。従ってよほどの強弓でないとこれを射ることは困難であったろうと思はれる。

四、結　言

遺物は以上に述べた四種のものであるが、これらのものから考えて、これは古墳内にあったものと思はれる。

古墳の形態もすでに失われていたらしいが棺も何であったかを知ることができない。発見者が棺のことを語らないことから考えて、素人にもわかる石棺内にあったものとは思はれない。従って素人にはわかり難い粘土棺か木棺があったのではあるまいかと思う。

日向においては甲冑を出す古墳は粘土棺である場合が多い。もっとも地下式古墳からもしばしば見出されるが、村角地方は砂丘地帯であるから地下式古墳を作るには適しない。従って盛土墳があったものと思はれるが、盛土墳で甲冑を出したものは延岡市浄土寺山（鳥居博士発掘）東諸県郡国富町大野原

（筆者発掘）宮崎市下北方町（富永嘉久氏発見）などみな粘土棺であった。

しかも粘土棺や甲冑を蔵する古墳は比較的に古い古墳に多く、全国的にも中期古墳に多く見られるところから考えても、これらの遺物は古墳時代中期（約千五百年前頃）のものと見るべきであろうと思う。

それにしても現在宮崎市においては、鉄筋コンクリート建築が盛んに行われるに至ったが、そのコンクート用の砂は専ら村角から江田原に至る宮崎市の砂丘地帯に求められている。しかるにこの砂丘地帯は弥生式土器や古墳の多い地帯であるから、知らない間にこのようにして包含層や古墳が堀り崩され終るわけである。従って宮崎市と密接な連絡をとり、この地帯の遺跡保存に何らかの方法を講ずべき必要を痛感する決第である。

宮崎県文化財調査報告書（第六輯）

昭和三十六年三月三十一日発行

編集及び　宮崎県教育委員会
発行人　教育長　野口逸三郎

印刷所　宮崎市川原町五五
　　文社印刷株式会社
　　電七一七八番七一七九番